

グランドチャレンジ検討ワーキンググループの設置について

平成 20 年 8 月 28 日

- 1 「セキュリティ文化専門委員会及び技術戦略専門委員会の設置について」
(平成 17 年 7 月 14 日；情報セキュリティ政策会議決定) 7 に基づいて、技術戦略専門委員会の下に、情報セキュリティに係る長期間にわたる持続的な研究開発の取り組むべき方向性を検討するため、グランドチャレンジ検討ワーキンググループ(以下「グランドチャレンジWG」という。)を置く。
- 2 グランドチャレンジWGは、IT 利活用の急速な変化や既存の研究開発及び技術開発の管理手法の課題などを踏まえ、グランドチャレンジを実現するためのロードマップと、グランドチャレンジ型研究開発テーマに係る事項等について、調査検討を行う。
- 3 グランドチャレンジWGの委員は、2 に掲げる事項について優れた見識を有する者であって内閣官房情報セキュリティセンターのセンター長が委嘱した者とする。
- 4 グランドチャレンジWGは、技術戦略専門委員会報告書の作成に資するために、その検討内容とりまとめて報告を行なう。
- 5 グランドチャレンジWGの主査は、その委員の互選により決する。
- 6 グランドチャレンジWGの主査は、必要があると認めるときは、グランドチャレンジWGの委員以外の者に対し、グランドチャレンジWGの会議に出席して意見を述べることを求めることができる。
- 7 グランドチャレンジWGは、その設置に係る調査検討が終了したときは、廃止されるものとする。
- 8 前各号に掲げるもののほか、グランドチャレンジWGの運営に関する事項その他必要な事項はグランドチャレンジWGの主査が定める。